

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野 英明
発言の会議	平成22年11月29日 本会議
発言の種類	質疑、一般質問、緊急質問、討論、その他
質疑等の方式	一括、一問一答
答弁を求める者	市長

【件名及び発言の要旨】

1 本市の給与政策のあり方について

人事院勧告に基づいて全国一斉に横並びで職員給与の改定を続けている現状は、地域主権の確立を目指すべき地方政府の立場として誤りだと私は考えている。それぞれの地域の現状に基づく人事政策や経済政策によって、職員給与はそれぞれの地方政府が独自に定めるべきものだと私は考えている。それは「経営」の観点からも同様であり、自主的に判断すべきものだと考えている。

一方、吉田市長は本市の給与政策はいかにあるべきかを具体的に語ったことはない。例えば、平成21年第3回定例会における高橋敏明議員との質疑において、「本市が慣習としてきた職員給与の人事院勧告に準じた取り扱い方を今後も継続するのか、それとも破綻状況にある厳しい財政事情を勘案して本市独特の判断で決めていく方式をとるのか」との質問に対して、地方公務員法第24条第3項の「均衡の原則」を挙げて「今後も基本的にはその手法で行いたい」と答弁しただけである。なぜ、その前例踏襲の手法を行うことを吉田市長が選んだのか、その効果や目指す方向性などの説明が全くなされていない。

- (1) 市長はそもそも職員給与のあり方についてどのようにお考えか。

- (2) 昨年の「人事院勧告に基づく給与改定」の根拠として、地方公務員法における給与についての3原則の1つである「均衡の原則」(第24条第3項)を挙げたが、それはなぜなのか。均衡の原則を重視する理由は何か。その効果として何を目指しているのか。ことしの「人事院勧告に基づく給与改定」の根拠もこの「均衡の原則」なのか。
- (3) 3原則の1つには「職務給の原則」(第24条第1項)があり、職員の給与はその職務と責任に応じるものとすべきとされている。この原則を重視して、職務と責任に応じて職員の努力や成果に連動した給与制度の構築を目指していくことは、沢田市長がスタートさせた人事制度改革をさらに進化・深化させていく上で最も重要だと私は考えている。それは横並びの均衡を重視した「人事院勧告に基づく給与改定」とは対極的な政策と言えるが、市長はどのようにお考えか。

2 昨年の臨時議会での議論を受けた本市給与マイナス改定への対応について

昨年も人事院勧告に基づく給与改定の議案が提出されて、臨時議会が開催された。その議案審議において、総務・教育経済両常任委員会では、3つの影響について指摘がなされた(第1に、努力や成果などとは無関係に給与改定がなされることが職員のモチベーションに与える負の影響について。第2に、たび重なる職員給与のマイナス改定が本市経済に与える負の影響について。第3に、職員給与のマイナス改定が市民税の税収に与える負の影響について)。

これらの影響について、市としては具体的な検討をしておらず、総務部長は「複合的な影響についての指摘を受けたので、単に人事院勧告に準拠するというのではなく、今後はきちんと市の中で議論した上で進めていく」との趣旨の答弁を行った。

こうした昨年の議論を受けて、今回、本市はどのような検討や議論を行い、具体的にどのような対応を行ったのか。

- (1) これまで本市が進めてきた人事制度改革の方向性とは正反対に、一人一人の職員の努力や成果とは全く無関係な形で毎年こうして給与改定がなされることが、職員のモチベーションに与

える影響について、どのような検討がなされたのか。また、負の影響が起り得ると判断したのであれば、どのような対策を講じたのか。

- (2) たび重なる職員給与の改定は、本市の経済にどのような影響を与えているのか、その経済効果について調査を行ったのか。もしもマイナスの影響（消費活動が抑制されることによる景気へのインパクトなど）が推論されるのならば、本市が進めてきた緊急経済対策の効果も減殺され得るのではないか。
- (3) 本市職員も市民税を納めている市民であり、その給与がマイナス改定されれば、当然ながら本市の市民税の税収にも影響が出るのが推測される。昨年はこの影響額の調査がなされていなかったが、今回の給与改定に当たってはあらかじめ影響を精査したのか。その影響は具体的に幾らになるのか。

以上